

紫波町総合交流ターミナル施設（レストラン果里ん亭）出店者募集要項

1. 趣旨

紫波町総合交流ターミナル施設は、(株)紫波フルーツパークが紫波町より指定管理を受け「紫波町物産館」を運営しており、「レストラン果里ん亭」部分についての運営は他の事業者に委託している。

この度、令和8年3月31日をもってレストラン部分を運営している事業者が撤退することとなった。

については、レストラン部分の施設を利用して、来場者が満足する飲食サービスの提供や紫波町の活性化と交流人口を増やすことを目的とした運営を行う事業者を募集する。

2. 利用できる施設

- | | |
|-----------|--|
| (1) 所在地 | 岩手県紫波郡紫波町遠山字松原7番地8（道の駅紫波） |
| (2) 施設の名称 | 紫波町総合交流ターミナル施設 |
| (3) 出店エリア | 施設内のレストラン部分（厨房、事務所、休憩室） |
| (4) その他 | 本施設は紫波町が所有するものであり、(株)紫波フルーツパークが現状貸出の形で提供します。 |

3. 営業開始日

令和8年4月1日に入居し、同月中に営業を開始できる事業者

4. 応募資格

- | |
|---|
| (1) 趣旨を理解し、管理運営やイベント等に対して協力できる法人または個人であり、
営業経験は問わない。 |
| (2) 営業または従事に際し、資格または免許を必要とするものについては、資格免許を
有する者を従事させること。ただし、応募時点で資格または免許を有しない場合で
も、必要な時期までに取得可能であれば構わない。 |
| (3) 公租公課を期日までに納付していること。 |
| (4) 過去の営業に置いて法令に違反し、罰則等を受けたことがない者であること。 |
| (5) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続き開始の申し立てを行っていないこと
または申し立てを受けていないこと。 |
| (6) 事業者の代表者、役員または使用人その他従業員もしくは構成員等が暴力団員に該
当せず、かつ将来にわたっても暴力団員が事業者の経営に参画しないこと。 |

5. 出店条件

(1) 経費等の負担

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ①施設利用料 | 無料 |
| ②電気料 | 紫波町総合交流ターミナル施設すべての建物に関する料金 |
| ③水道料 | 紫波町総合交流ターミナル施設すべての建物に関する料金 |
| ④ガス代 | 紫波町総合交流ターミナル施設すべての建物に関する料金 |
| ⑤灯油代 | 紫波町総合交流ターミナル施設すべてで使用する分の90% |

(10%は株紫波フルーツパークが負担)

⑥すべての建物とは、紫波町総合交流ターミナル施設内にある「紫波町物産館」が使用しているものと「レストラン果里ん亭」部分が使用している厨房および事務所と休憩室を含む。

⑦修繕費

- ・基本的に 20 万円未満は事業者が負担
- ・20 万円以上は紫波町の担当部署と協議するが、紫波町の予算決定前の修繕に掛かる費用は事業者負担になる場合がある。

⑧管理費

- ・厨房以外の施設に係る維持管理費は、株紫波フルーツパークが負担する。

6. 申し込み方法

(1) 提出書類

- ①「出店申込書」
- ②「事業計画書」
- ③事業に必要な許可・免許等の写し

◆個人の方

- ・履歴書（写真添付）
- ・紫波町の税金に未納がない証明書

◆法人の方

- ・会社概要
- ・直近の貸借対照表、損益計算書またはこれに類する書類
- ・登記簿謄本および定款
- ・紫波町の税金に未納がない証明書

(2) 提出方法

- ①株紫波フルーツパークの営業日に持参
- ②質問事項等がある場合は書面（任意様式）を持参

(3) 受付期間

令和 7 年 1 月 16 日（金）まで随時受付

(4) 審査方法

- ①株紫波フルーツパークが提出資料により審査する。
- ②出店者の選定については、一切異議を申し立てないこと。
- ③審査結果は、郵送により通知し、出店決定者を公表する。

7. その他

- （1）応募に要する経費は、すべて申込者の負担とする。
- （2）応募者からの応募書類は、返却しない。
- （3）本要綱に定めのない事項は、協議のうえ決定する。